

記載例（過去期対策）

【注意】

1期対策～4期対策の交付金残がある場合は、5期対策の交付金分とは別に1期～4期対策用の収支報告書を提出してください。

« 4期対策用記載例 令和7年1月1日～令和7年12月31日 »

平成27年～令和2年まで（平成27年度～令和元年度分まで）に入金となった交付金の共同取組活動分の支出に対して報告してください。

A B C集落協定の場合

第1期対策を実施しており、引き続き第2期、第3期対策、第4期対策、5期対策を実施している。第4期対策の協定参加者数6名。

第4期対策の交付金残額・・・3,000,000円

①トラクター（令和7年2月購入）・・・3,000,000円

4期対策用

令和8年1月9日

伯耆町長 様

集落協定名 A B C集落
集落協定代表者 ア 印

令和7年中山間地域等直接支払交付金収支報告書

1 交付金に係る配分額及び共同取組活動の支出額

(1) 配分総額

	総額	配分等の基礎
①個人配分分	円	
②共同取組活動分	円	

(2) 共同取組活動支出額

支出項目	支出額	備考
①トラクター購入費	3,000,000円	
総額	3,000,000円	内訳 過年積立分 3,000,000円 円
残(積立)額	0円	過年残(積立)額計 0円

※支出の根拠となる領収書等はきちんと整理すること。

2 協定参加者別細目

協定参加者名	個人配分分	共同取組活動分		合計	
	収入額	収入額	支出額	収入額	支出額
ア	① 円	② 円	③ 500,000円	①+② 円	③ 500,000円
イ	円	円	500,000円	円	500,000円
ウ	円	円	500,000円	円	500,000円
エ	円	円	500,000円	円	500,000円
オ	円	円	500,000円	円	500,000円
カ	円	円	500,000円	円	500,000円
計	0円	0円	3,000,000円	0円	3,000,000円

協定参加者別所得細目書(各人別内訳)

(単位:円)

NO.	氏名	収入				支出				所得金額③ -⑨
		① 交付金	② 役員手当 役賃金等	③ 収入計 (①+②)	④ 共同取組活動 分支出額	⑤ ④のうち必 要経費に該 当しない支 出額	⑥ ④のうち必 要経費に該 当する資本 の取得金額	⑦ 差引計 (④-⑤-⑥)	⑧ 減価償却費	
	集落合計	0	0	3,000,000	0	3,000,000	0	0	393,250	393,250
1	ア	0	0	500,000	0	500,000	0	0	65,542	65,542
2	イ	0	0	500,000	0	500,000	0	0	65,542	65,542
3	ウ	0	0	500,000	0	500,000	0	0	65,542	65,542
4	エ	0	0	500,000	0	500,000	0	0	65,542	65,542
5	オ	0	0	500,000	0	500,000	0	0	65,541	65,541
6	カ	0	0	500,000	0	500,000	0	0	65,541	65,541
7										
8										
9										
10										
11										

(注)1「①交付金」欄は、報告書の「2協定参加者別細目」の「合計の収入額」欄から移記します。

(注)2「②出役手当・役賃金等」欄は、報告書の「(2)共同取組活動支出額の備考」欄等から移記します。

(注)3「④共同取組活動分支出額」欄は、報告書の「2協定参加者別細目」の「合計の支出額」欄から移記します。

(注)4「⑥減価償却費」欄は、裏面の「減価償却費の計算」で計算したものを移記します。

(注)5 ①～⑨の項目については集落合計を記載してください。

資産別減価償却費の計算書

資産の名称	取得年月	取得価格	① 減価償却年数(月数)②
トラクター	令和7年2月	3,000,000円	7年 (84ヶ月)
減価償却の基礎となる金額(取得金額の90%) ③	償却率 (1 ÷ ②) ④	1年間の減価償却費 (③ × ④) ⑤	農業の使用割合 ⑥

3,000,000円

14.3%

429,000円

100%

申告年	使用月数(月) ⑦	今年の減価償却費 (⑤ × ⑦ ÷ 12) ⑧	必要経費となる減価償却費 (⑧ × ⑥)	未償却残高 ③-⑧
令和7年	11	393,250円	393,250円	2,606,750円
令和8年	12	429,000円	429,000円	2,177,750円
令和9年	12	429,000円	429,000円	1,748,750円
令和10年	12	429,000円	429,000円	1,319,750円
令和11年	12	429,000円	429,000円	890,750円
令和12年	12	429,000円	429,000円	461,750円
令和13年	12	429,000円	429,000円	32,750円
令和14年	1	32,749円	32,749円	1円
合計	84	2,999,999円	2,999,999円	1円

②と同じかチェック

最終償却年ににおいて、残存簿価1円を残してください。

(注) 1 減価償却資産が複数あるときは、それぞれの資産ごとに計算します。

(注) 2 「農業使用割合」は減価償却資産が「農業以外にも使用するもの」である場合、農業で使用する割合を(%)記載します。

(注) 3 協定参加者各人の取得価格が「10万円以上20万円未満の場合は、取得価格の1/3の額を「減価償却費」とすることができます。(※ただし条件があります。)

(注) 4 定率法を選択している人(税務署に届出をしている人に限ります。)は、計算方法が異なります。

協定参加者別減価償却費の計算

(氏名) ア

資産の名称	取得年月 (月 日)	① 取得価格 (円)
トラクター	R7.2.1	500,000
		0

減価償却の基礎となる金額(円)	償却率 (%)	1年間の減価償却費(円)
500,000	14.3	= 71,500
0	0	= 0

使用月数(月)	11	÷12ヶ月	65,542
0	0	0	0

農業の使用割合 (%)	100	=	65,542
0	0	0	0

計 65,542

今年の減価償却費が均等に割り切れない場合、端数調整を行う。

(氏名) イ

資産の名称	取得年月 (月 日)	① 取得価格 (円)
トラクター	R7.2.1	500,000
		0

減価償却の基礎となる金額(円)	償却率 (%)	1年間の減価償却費(円)
500,000	14.3	= 71,500
0	0	= 0

使用月数(月)	11	÷12ヶ月	65,542
0	0	0	0

農業の使用割合 (%)	100	=	65,542
0	0	0	0

計 65,542

(氏名) ウ

資産の名称	取得年月 (月 日)	① 取得価格 (円)
トラクター	R7.2.1	500,000
		0

減価償却の基礎となる金額(円)	償却率 (%)	1年間の減価償却費(円)
500,000	14.3	= 71,500
0	0	= 0

使用月数(月)	11	÷12ヶ月	65,542
0	0	0	0

農業の使用割合 (%)	100	=	65,542
0	0	0	0

計 65,542

(注) 1 取得価格は、協定参加者別に計算します。

(注) 2 減価償却資産が複数あるときは、それぞれの資産ごとに計算します。

(注) 3 「農業使用割合」は減価償却資産が「農業以外にも使用するもの」である場合、農業で使用する割合を(%)記載します。

(注) 4 協定参加者各人の取得価格が「10万円以上20万円未満の場合は、取得価格の1/3の額を「減価償却費」とすることができます。(※ただし条件があります。)

(注) 5 定率法を選択している人(税務署に届出を提出している人)は、計算方法が異なります。

※ この計算書では、3名分ですが、資産の取得価格が同じ場合、計算式は同じものを使用してもかまいません。

中山間地域等直接支払交付金に係る所得計算表

(4期対策分)

過去対策分は「〇〇期分」と加筆して、各個人にお渡しください。

		集 落 名	ABC集落	
		協定参加者名	ア	
(単位:円)				
①	②	③	④	⑤
収入金額	役員手当、出 役賃金等	収入金額計 (①+②)	支出額	④のうち必要経 費に該当しない 金額
0	0	500,000	0	500,000
				⑥ ④のうち減価償 却資産の取得金 額
				⑦ 差引計 (④-⑤-⑥)
				⑧ 減価償却費
				⑨ 必要経費(⑦+ ⑧)
				所得金額 (③-⑨)
				65,542
				△ 65,542

(注)この計算表は、確定申告の参考資料としてください。

中山間地域等直接支払交付金の 税務上の取扱いについて

1. 税務上の取扱い留意事項

- ① 中山間地域等直接支払交付金は、集落協定の口座に振り込まれた時点で、共同取組活動分も含めて、協定参加者各人の収入として扱われます。
- ② 共同取組活動分から協定参加者へ支払われた役員報酬や日当等は、交付金とは別に協定参加者の収入となります。
⇒ 「協定参加者別所得細目書（各人別内訳）」に記載して下さい。
- ③ 交付金収支報告書に記載された共同取組活動支出額のうち、農業に関係しない支出額は、協定参加者各人の所得を計算する際に除きます。
⇒ 「協定参加者別所得細目書（各人別内訳）」に記載してください。
- ④ 交付金収支報告書は、交付年度の収支の内容ではなく、交付年（暦年：1月1日から12月31日まで）の収支内容を記載します。

＜参考＞「中山間地域等直接支払交付金に係る会計経理の明確化及び税務対応の円滑化」に関するQ & A（平成13年11月13日事務連絡）（抜粋）

問 14 交付金収支報告書の個人分には、共同取組活動分から協定参加者に支払われた役員報酬や日当等を加えて整理することになるのか。

（答）

- 1 交付金収支報告書は、当該年に支払われた交付金の配分内容及び当該年の共同取組活動への支出内容を明らかにするものである。
- 2 共同取組活動分から協定参加者に支払われた役員報酬や日当等は、それぞれの行為の対価として協定参加者の収入となるものである。
- 3 したがって、当該日当等は、交付金収入とは別途の収入として計上することになる。（収支報告書の個人分に加えて整理するものではない。）

ポイント 役員報酬や日当等は、『協定参加者別所得細目書（各人別内訳）』の収入
「② 役員手当出役賃金等」に計上します。

問 15 交付金収支報告書の「共同取組活動分」の「支出額」欄には、農業所得に係る必要経費に該当するもののみを記入するのか。

(答)

- 1 交付金収支報告書は、当該年に支払われた交付金の配分内容及び当該年の共同取組活動への支出内容を明らかにするものである。
- 2 したがって、「共同取組活動分」の「支出額」欄には、農業所得に係る必要経費に該当するもののみを記入するのではなく、当該年に共同取組活動に支出した額をすべて記入することになる。

ポイント 農業所得に係る必要経費に該当しない支出額は、『協定参加者別所得細目書（各人別内訳）』の支出「⑤ ④のうち必要経費に該当しない支出」に計上します。

2. 減価償却資産について

共同取組活動分によって、10万円以上（※）の農業用機械を購入または、農業用共同施設を建設された場合は、『減価償却費』として使用した年に必要経費として算入します。

※取得価額は、協定参加者1人あたりの持分（総額を按分したもの）で判断します。

（例）共同取組活動分で190万円のトラクターを購入

①協定参加者10人の場合

$$190\text{万円} \div 10\text{人} = 19\text{万円} \text{（1人あたりの持分）}$$

⇒ 10万円以上そのため、減価償却費として使用する各年に経費算入

②協定参加者が20人の場合

$$190\text{万円} \div 20\text{人} = 9\text{万5千円} \text{（1人あたりの持分）}$$

⇒ 10万円未満そのため、取得した年に全額を経費算入

（注）いずれも共同取組活動分を均等割によって按分した場合です。

<計算の方法>

(1) 10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの

⇒ 全額を取得した年の必要経費に算入

(2) 10万円以上20万円未満である場合

⇒ 次の2つの方法から選択

(a) 通常の減価償却費の計算

(b) 3年間で取得価格の1/3ずつを各年の減価償却費に算入（一括償却）

(3) 20万円以上の場合

⇒ 通常の減価償却費の計算

<参考>

主な減価償却資産の耐用年数表

種類	構造・用途	細目	耐用年数 (改正前の 耐用年数)
建物	木造・合成樹脂のもの	倉庫用、作業場用のもの(一般用)	15
		骨格材の肉厚が4mm超	31
		骨格材の肉厚が3mm超から4mm以下	24
		骨格材の肉厚が3mm以下	17
	金属造	金属のもの	14(15)
		木造のもの	5
		合成樹脂のもの	8
	ビニールハウス (土地に固定のもの)	金属のもの	7(10)
		木造のもの	7(5)
	簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のもので、トタンぶきのものなど 掘立造のもの及び仮設のもの	10 7
建物 附属設備	電気設備(照明設備含む)	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水、衛生設備、ガス設備		15
車両 運搬具	普通乗用車		6
		総排気量0.66㍑以下のもの	4
	貨物自動車	軽トラ	4
		その他のもの(ダンプ式除く)	5
	2輪又は3輪自動車		3
農林業用 償却資産	主としてコンクリート 造、レンガ造またはブ ロック造の構築物	用水路、農用井戸、貯水そう、肥料だめ、あぜなど	17(20)
	土管を主とした構築物	暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	10
	その他の構築物	薬剤散布用ビニール配管など	8
	内燃機関、ボイラ、 ポンプ		7(8)
	トラクター	歩行型トラクター(耕うん機)	7(5)
		乗用型トラクター	7(8)
	耕うん整地用機具	ロータリー、代搔機、うねたて機など	7(5)
		あぜぬり機など	7(8)
	栽培管理用機具	田植機、たい肥散布機、育苗機など	7(5)
	防除用機具	散布機、噴霧機、土壤消毒機など	7(5)
	穀類収穫調製用機具	自脱型コンバイン、刈取機、わら収集機など	7(5)
		普通型コンバイン、脱穀機、もみすり機、穀物乾燥機 など	7(8)
	保冷庫	金属製	7(10)
		その他のもの	7(5)
	精米機	金属製	7(10)

※平成21年分から耐用年数が変更になりました。(農業用機械は、全て7年に改正。)

伯耆町役場 住民課 税務室

電話: 0859-68-3114 FAX: 0859-68-3866